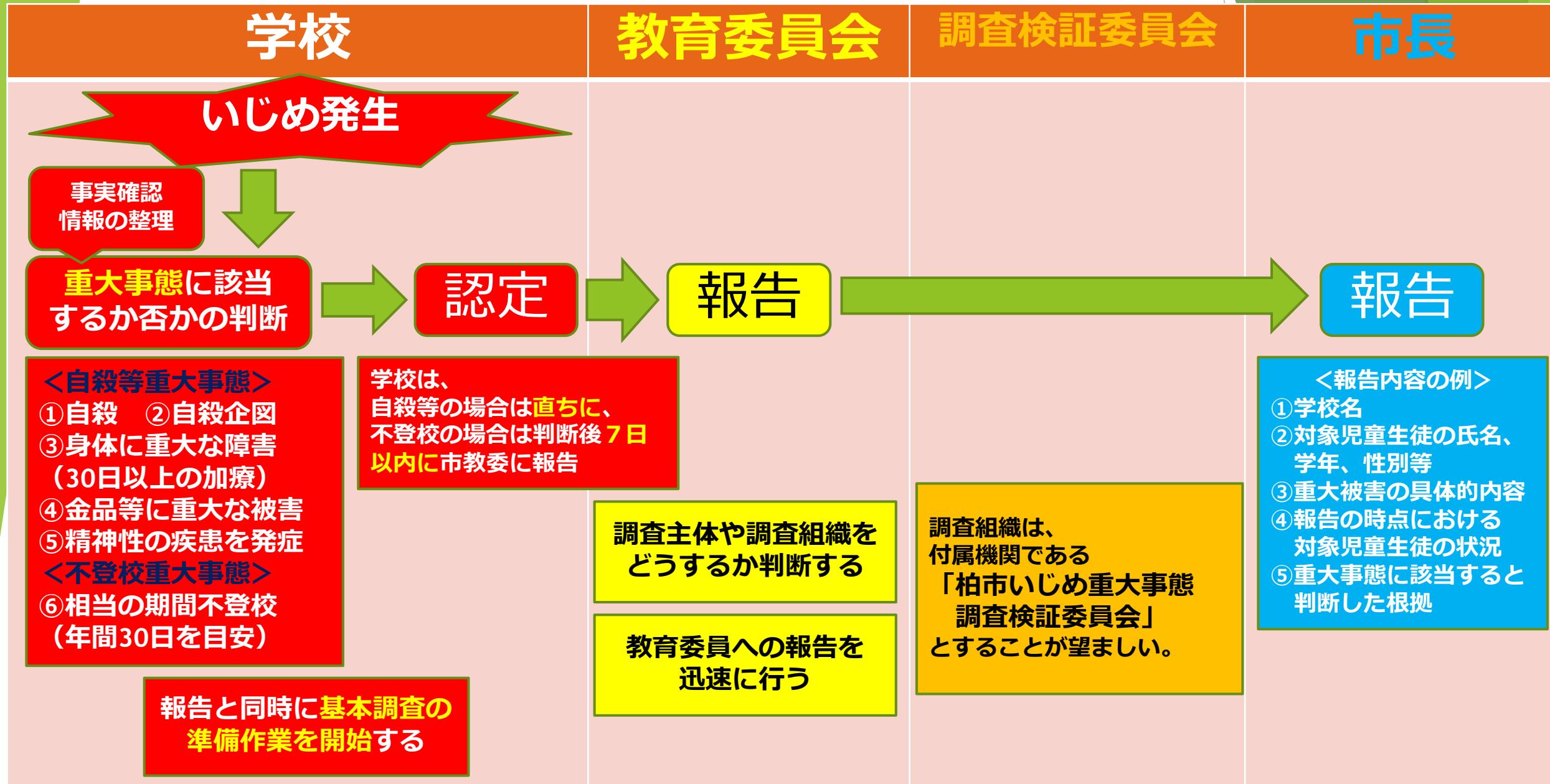


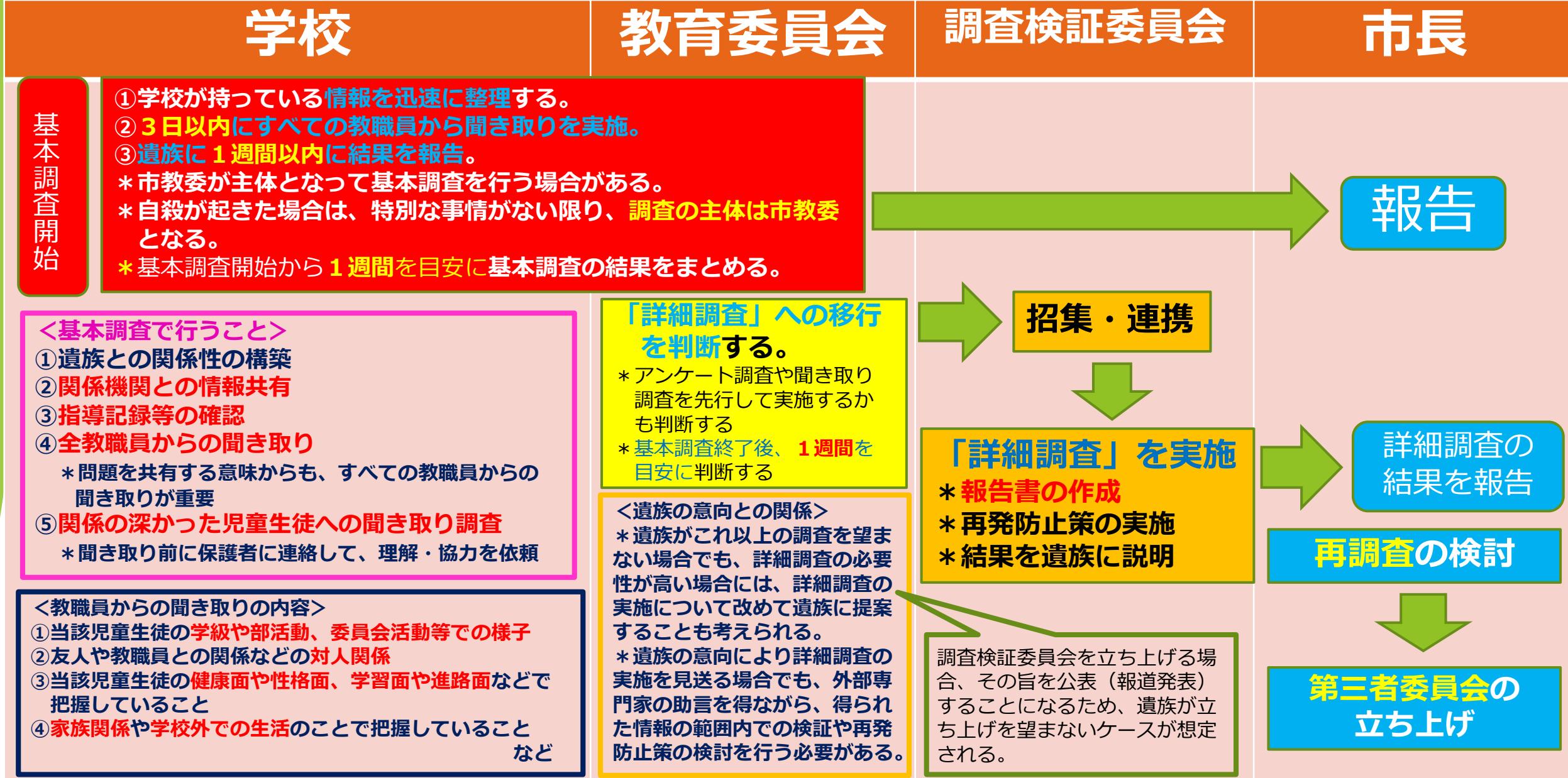
# いじめ重大事態・子どもの 自殺発生時の対応フロー

柏市教育委員会 児童生徒課

# いじめ発生時の対応フロー（初期対応）



# 学校がいじめによる重大事態と認定した場合の対応フロー



# 児童生徒の自殺・自殺企図が起きた場合の対応フロー



# 【対応の留意点】

## 〈基本調査〉

- ① **この時点では**, 情報が断片的である可能性があるため, 遺族に対して「学校では悩みを抱えていなかつた」のような**断定的な説明はできない。**
- ② 自殺に至る過程や心理の検証は「詳細調査」で行う。よって, **この時点で安易に因果関係に言及すべきではない。**
- ③ 今後の調査について, 遺族の意向を確認する。

## 【対応の留意点】

### ＜詳細調査への移行の判断＞

- ① すべての事案について、心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。
- ② いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防対法上の「重大事態」としての対応が確実に行われることが必要（法律上義務付けられている）。
- ③ 詳細調査に先行してアンケート調査や聞き取り調査を実施する場合は、得られた情報の取り扱いについて、調査実施前に遺族に説明し、理解を求めることが必要。

# 【対応の留意点】

## ＜詳細調査＞

- ①病気などの個人的な背景や特性、家族に関わる背景についても調査対象となりうる。
- ②調査の実施に際し、死因は個人情報なので、遺族の了解がなければ（調査対象者に）知らせることはできない。
- ③時として、うわさや憶測、悪意ある記述等が含まれる可能性があるため、記名式が望ましい。

## 【対応の留意点】

### <詳細調査>

- ④遺族、調査組織、学校、市教委をつなぐ役割を担う  
キーパーソンを確保する。
- ⑤調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要。精神保健部局など、地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む。
- ⑥調査終了後、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する。

## 【詳細調査に先行した調査実施の判断】

詳細調査の組織の設置までに1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、この時点で詳細調査に先行して、アンケート調査や聞き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する。



得られた情報の取り扱いについては、必ず調査実施前に具体的な方針を立て、遺族に説明し、理解を求めることが必要である。

## 【詳細調査で行うこと】

詳細調査では、事実関係の確認のみならず、**自殺に至る過程を丁寧に探し、自殺に追い込まれた心理を解明し**、それによって**再発防止策を打ち立てる**ことを目指す。



自殺の引き金となる「直前のきっかけ」が原因として捉えられがちであるが、自殺を理解するためには、**複雑な要因が様々に重なった「準備状態」（危険な心理状態に陥っていった状況等）**に目を向けることが大切。

学校における出来事などの**学校に関わる背景が主たる調査の対象**となるほか、**病気などの個人的な背景や特性、家庭に関わる背景**についても**対象**となり得る。

## 【詳細調査で行うこと】

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聞き取り
- ③ 状況に応じ、児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査
- ④ 遺族からの聞き取り



- ⑤ 情報の整理（事実関係が確認できたこと、できなかつたことを区別して、時系列でまとめる）。
- ⑥ 自殺に至る過程や心理の検証と今後の自殺予防策のまとめ
- ⑦ 報告書のとりまとめと遺族等への説明
- ⑧ 今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用